

会 議 録 (要 旨)

- 1 会 議 名 令和8年度第1回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会 議 種 別 付属機関
- 3 議 題
 - (1) 「北九州市障害者計画（令和6年度～令和11年度）」の実施状況について
 - (2) 「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」の評価について
 - (3) 「第8期北九州市障害福祉計画」及び「第4期北九州市障害児福祉計画」の策定について
- 4 開 催 日 時 令和8年7月2日（木）18時30分 ～ 20時30分
- 5 開 催 場 所 市役所本庁舎 3階 大集会室
（北九州市小倉北区域内1番1号）
- 6 出席者氏名
【委員】（50音順）
秋成委員、安藤委員、石田委員、久保田委員、黒岩委員、小橋委員、柴田委員、
高嵯委員、田中委員、徳山委員、中川委員、中村委員（会長）、西村委員、
平野委員、松延委員、八尋委員、山田委員、吉澤委員
（計18名）

【事務局】
障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、指定指導担当課長、
精神保健・地域移行推進課長 等
- 7 会 議 経 過 (発 言 内 容)

議題1
「北九州市障害者計画（令和6年度～令和11年度）」の実施状況について

■ 1 - (3) - 5 (障害特性に応じた選挙等に関する情報提供)

○ 知的障害のある方には、選挙公報の内容がわかりにくいので、今現在私たちの会で直接候補者にお聞きして、わかりやすい資料にする活動を行っている。

公職選挙法の関係から、なかなか難しいとは思いますが、少しでも改善されて、知的発達障害の方に、もう少し候補者の考えがわかるようにするために、私たちの会だけではなくて、行政と一緒に改善できたらいいのではと考えている。

(事務局)

選挙事務に関しては行政委員会事務局選挙課が担当しており、皆さんと一緒にいろいろと情報交換を行っていると思う。

我々もよりわかりやすい情報提供が必要だと思うので、選挙課とも情報交換しながら、引き続き一緒に勉強したい。

■ 8 - (1)、(2)、(3) (就労支援、雇用の促進)

○ 段階的に障害のある人の法定雇用率が引き上げられているが、身体障害者手帳を持たない難病患者についても、身体障害者手帳を持っている方と同様に、なかなか就職できない現状があることから、現在の法定雇用率3%の中に難病患者も含めていただくような考えがあるのか。

(事務局)

法定雇用率に関することについては、現在、国もどういうあり方がよいか、検討会を進めているところであり、北九州市としては、国の状況を見ながら勉強していきたい。

■ 8 - (3) - 1 (障害特性に応じた就労支援の充実)

○ ここでの就労支援について、このくくり(枠組み)をどうとらえてよいのか。

普通であれば、就労継続支援A型、B型とか、最近で言えば就労選択支援など福祉的就労そういうものも含まれると考えるべきで、どういうふうにそれをまとめているのかわからない。

いろんな就労支援サービスを行っている事業者さんのいろんな悩みを、どういうところ

ろで問題提起するか。そういう場がないのではないか。

このしごとサポートセンターがやるというイメージなのか。

しごとサポートセンターが年2回ぐらiyorっている会議に行ったことがあるが、ちょっと実務者レベルではないので、課題を解決するような会議にはならないのかなというイメージがある。

実務者のネットワークなどを構築するような取り組みができないのかと感じている。枠組をどういうふうにするか、検討できないかというところを提案したい。

(事務局)

今回掲載した実施状況は、いろんな課題がある中で、しごとサポートセンターを、象徴的に主な取り組みとして、実績を掲載した。

今後は、サービス支援計画を立てていく中で、自立支援協議会や障害者施策推進協議会などで、別個、会議体が必要かどうか、どういうあり方がよいかについて、皆さんのご意見を伺いながら、考えていきたい。

■ 9 - (2) - 3 (障害者スポーツ大会等の開催)

○ 障害者スポーツ大会について、自分も毎年、楽しく参加しているが、グラウンド競技に参加していると、午前中から気温が高く、暑い中で体調管理が大変です。

また、以前はあった会場まで送迎バスがなくなったことで、参加できなくなった方もたくさんいる。

今後、参加数の拡大に努めるのであれば、障害者が参加しやすい会場や、参加方法なども検討して欲しい。

(事務局)

今年度も天気が良く、大変暑い中で参加していただいたということで感謝する。

昨年度は、特に雨が降り寒かった状況で、外でやる陸上競技だと、天候の都合で皆さん体調管理が本当に難しいだろうと、私たちも実感している。

引き続き参加者を増やしていく取り組みをどのような形でできるかというのは、主催者である障害者スポーツ協会など関係者と協議をしながら、取り組んでいきたい。

なかなか天候のところで難しいところもあるが、本当に皆さんが体調管理をしっかりしながら、参加できるような大会にしていきたいと考えている。

■実施状況全体について

○ 資料2の全体ですが、現状課題と今後の見通しと、去年も同じことを言ったが、ほとんどが今後の見通しのみになっている。

引き続き支援するだとか、訪問をこうやっていくみたいな、それ自体は全く問題ないが、令和7年度に実施したことについての、課題がないのであればいいが、課題の記載があまりないような気がしている。

各課の方が大変考えて書かれたものだと思うが、課題があるのであれば、是非、記載していただきたい。

■5－（４）－9（精神障害のある人への地域住民による支援の充実）

○ 地域共生っていうか、地域に移行しようとかいろいろ言葉が出てきたが、精神障害とか、なかなか外に出ていきにくい傾向の人が結構たくさんいるので、本当にそこをどうするか。

例えば、会議の中で、社会福祉協議会など、その地域のまちづくり団体など、何らかの繋がりがあったほうがいいのか。

やはり啓発など、地域からしていかないといけないと思うので、専門家もだが、見守りとかで、志のある人がいるかもしれないし、そういう人材を探していく。

こういう社会を作りたいとか、市民センターはそれを知る機会になるかもしれない。そういう地域は、ここにも何か、ネットワークっていうか、繋がりができないかと思う。

その中で、地域で一番は民生委員のみなさんだが、民生委員は大変忙しいと聞くけど、いろんな団体がいるとか、活動していることを知っていただくことも、つなぎ役を作っていただくとか、ちょっと計画にあればいいと思う。

（事務局）

提言いただいた精神障害がある方への理解の促進が非常に重要で民生委員の方々にも知っていただくため、今後は心のサポーター養成講座等をうけていただくことができるような働きかけを行っていく。

今年度はまだ実現できていないが、市民センターの館長からも出前講座の引き合いがあり、市民センターで働いている方への理解の促進であったり、それに加えて、心のサポーターというのは、身近な人が体調の不調に気づいて予防的な声掛けをしていくという活動になるので、働く世代に向けても発信していきたいと思っている。例えば、商工会議所などに働きかけをして、横の広がりというか、日ごろから体調の不調、精

神の不調を感じている人に「大丈夫？」といったやさしい声掛けを行うなど、雑談の中で気遣いができるような環境づくりを目指していきたい。

■ 4－（１）－５（福祉避難所の確保）

○ 福祉避難所の確保について、これからも継続していくということだが、石川県の人と話したときに、地震が起きて福祉避難所であったほうがよいものとして、自家発電のこと、人工呼吸器が動かないと、困る人がいると言われていたので、そういうことも検討していただければと思う。

（事務局）

人工呼吸器は、大規模災害で医療機器が動かなくなると生命に直結する懸念があり、非常に問題を感じている。

今年度から在宅で人工呼吸器を使用されている方が、安心して避難生活を自宅で続けられるよう、非常用電源の購入の助成という事業を始める。

8月以降申請受付を開始する予定。

■ 7－（１）－２（医療・保健・福祉等の関係機関との連携）

○ 具体的に、他の保護者から相談があった件で、学校で使用している薬が変更になった際は、新たに学校に届け出すことになっている。今回のケースは病院側が、「もうこの薬はないから同じ成分で違う名前の薬を使ってください。」という指示があったが、学校からは「同じ成分、同じ効き目でも、薬の名前が違うから、もう１回、病院に指示書代を払って指示書を書いてもらって、学校に提出してください。」というやり取りをさせられた。

それは病院側の都合による変更なのに、その保護者が申請を出して、指示書ができるまで２週間待って、また指示書代を払って、病院に取りに行って、それをまた学校に持っていかないといけない。この保護者は、いつも学校まで送り迎えをしていたから、早く手続きができたが、バス通学させている保護者は、仕事しているのでバスの車内に配置されているヘルパーにお願いして担任の先生に渡すなど連携が難しい。

「病院の都合で変えられた薬は、成分も効き目も同じなのに、もう１回、指示書をもらう必要があるのか」と担任の先生に聞いたら、「これは、教育委員会の決まりなので、それは段階を踏んで欲しい」ということだった。

そういったことで結構困っている保護者がおり時間もお金もかかるので、この機会に

聞いて欲しいという声があった。

（事務局）

これまで学校現場でも、そのような声がたくさん出ているということは把握している。また、特別支援教育課にも一部問い合わせがっている。

学校現場では、ドクターがおらず、学校配置看護師が医療的ケアを実施していることもあり、指示書に基づき対応することが原則となっている。いただいたご意見に関しては検討の余地があるのかも含めて課内に持ち帰らせてもらう。

■その他意見

○ 先ほど障害者の人数の説明があったので関連して障害者手帳について、お尋ねする。

障害者手帳を取得して、場合によっては3年間で更新して、また医師の診断書を受けて、切り替える場合があるが、視覚障害で見えておらず、よくなることもない方が、医師は「もう更新する必要はない」と診断書を出しているのに、市が、また3年後の更新が必要と繰り返しており、なぜだろうと言われる方もいる。

診断書に7000円ぐらいかかっており、医師が必要ないと言うのを、なぜ市が認めないのか。聴覚障害のある方からも同じような話を聞いている。

全く聞こえない方、ご夫婦だが、生まれたときから聞こえないのに、ご主人は毎回更新があって、奥様は更新する必要がない。医師が必要ないと言っても、更新が必要という、何か弊害っていうか、その辺皆さん疑問に感じているところがあるのでお尋ねしたい。

（事務局）

視覚障害の手帳で、再認定が必要な状況の方と理解した。

病名によって、少し病状が変わる場合に、再認定を付けさせていただくことが多いので、おそらく変化が見られる状態であるというところが、医学的判断であった方ではないかと思う。

個別の状況によっていろいろあると思うので、もしよろしければ後程、少しまた状況を伺い、対応させていただきたい。

■その他意見

○ 最近あったことだが、聴覚障害の方が手話通訳を付けて病院などに行くが、自分でできる範囲は、やっぱり自立して、役所だからって言って一人で行くことも多くある。

今回、指定医に行って診断書を書いてもらい、補聴器の申請に1人で行かれたときに、身障手帳に全く生まれつき聞こえないので「ろうあ者」と書かれてあるが、「音声機能障害」と「ろうあ者」と記載があるが、「聴覚障害」という文言がないから対象にならないと区役所の窓口で言われた。

そこで耳鼻科の受付の人が言われるのは、役所に確認しても、役所の窓口の人にもわからないと言われた。

せめて区役所の保健福祉課の方は、ある程度の異動があってもわからないこともあると思うが、その辺のところは勉強していただきたい。

ここ最近あったのでびっくりしてその辺の教育、学習をしてほしい。

(事務局)

人事異動もあり、職場に新しく来られた方に研修を行ってはいるところではあるが、個別にそういった案件があったということなので、改めて区役所にも共有したい。

議題2

「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市障害児福祉計画」 の評価について

■資料4（3）地域生活支援の充実

○ 「地域生活支援拠点」のことについて、この名前だけは、もうかなり昔から聞いているが、本当に障害者が困ったときの砦のはずだが、未だ当事者やその家族には、あまりその情報がないように感じている。

私達だけかもしれないが、本当に顔が見えない。それはなぜなのか。

(事務局)

「地域生活支援拠点」という名前を知っていただいていたことにすごく感謝している。意外と知られておらず、あまり浸透していないと私も感じているところで、自立

支援協議会などでも啓発活動をやって行きたいと考えている。

ただ、名前を知らなかったとしても、実はこの「地域生活支援拠点事業」というのは、動いていて、この緊急時の受け入れというところにコーディネーターを配置している。このコーディネーターは基幹相談支援センターに配置しており、例えば、お子さんを介護していたお父さんが急に病気で倒れて、お母さんも要介護状態で、キーパーソンのお父さんがいなくなって、やむなく、近所に住むご兄弟がお子さんの介護をおこなっていた、そういった事例があった。

そういった事例については、基幹相談支援センターが訪問し、この方を先ほど説明した地域生活支援拠点の一床を使って受け入れ、その後、実際に施設に入るまでの支援を行っている。

他にも、サービスを使っている方は何かあったときに、必ず相談支援専門員や施設の方の気づきがあって、対応できるが、全くサービスを使っていない、家族の中で介護が完結している方が、まれに出ることがある。

手帳もなく、障害福祉サービス受給のための区分もなく、すごく大変な状況であった方でも、基幹相談支援センターがしっかりと個別の対応を行い、医療までつなげたということで、実は見えないところでは非常に活用されているものなので、PRのところは積極的に進めていきたいと思っている。

■資料4（3）地域生活支援の充実

○ 聞きたいことが2点、まず包括支援センターが各地にあると思うが、北九州市では、一番広い小倉南区で現在何ヶ所ぐらいあるのか。

（事務局）

全市で24ヶ所、八幡西区が6ヶ所、小倉南区が5ヶ所あります。

○ そしたら、あそこの子供が介護してるよなどの情報は、地域包括ケアというシステムの中では、包括支援センターに集まってくると思うが、そういう場合、小倉南区の場合では、初期支援チームを確か蒲生病院が持っていると思うので、地域包括支援の方から、病院の方に情報が行って、地域包括と病院と打ち合わせをして対応していくと思うが、そういった取り組みは今まではなされてなかったのか。

(事務局)

この取り組みについて、地域包括支援センターは、法令の介護保険の部分を中心にや
っていくものとなっている。

先ほど委員がおっしゃったような、例えば地域包括支援センターの方が訪問したとき
に、障害のあるお子様と同居していることがわかり、実際サービスが必要だということ
があれば、基幹相談支援センターなどにつなぐ、というようなことをしている。

先ほど申し上げた事例の方は、親御さんに介護支援専門員が入っていたので、介護支
援専門員が心配して、相談支援専門員に繋いでくれた。

でも親御さんは、まだサービスはいらないということで、なかなかサービスを受けて
いただけなかったということもあった。

ただ、最終的にそういった気づきがありながら、万が一何かあったときにはきちっと
基幹相談支援センターにつなぐところまで、行くことができたというところがあるの
で、いろんな部署との連携というのは、非常に重要。先ほどご指摘のとおり、地域包
括支援センターが対応している認知症初期集中支援チームというのが、認知症がある
方がまだ病院に繋がっていない、認知症の方でなかなか病院に繋がらない方を、病院
に繋ごうというような取り組みになる。そちらは、おそらく介護保険のところが一っ
かりやっていると思うが、いろんなところとの連携は必要だと考えている。

■資料4 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

○ 相談支援員について、真ん中の子は肢体不自由で特別支援学校に通学しているが、
一番上の子は高校生になるが自閉症であるものの普通の学校に通った。真ん中の子が、
支援学校に行っており、療育センターにも行っているから、周囲の人から、「あの人が
いいよ、この人がいいよ」など、事業所の専属の人が計画を書いたりしてくれたりするが、
一番上の子の場合は普通の学校に行っていて、自力で計画を書いてくださる支援員を
見つけないといけない。

これに結構皆さん困っている。

支援員が、すごく足りないから、「門司区にあるここに連絡してみて」と言われて、連
絡したけど、「今、手が空いている方がいないので、自分で書くか療育センターに行っ
て、誰か地域支援の人に」と言われたけど結局見つからなかった。

結局、真ん中の子が通っている事業所の専属の支援員に、一番上の子の分も書いても
らえることになり、その方が2件請け負った。以降、真ん中の子のモニタリングに来
た時に一番上の子もいっしょにしましょうって書いてもらえる。

だから、すごく支援員が少ないのか、それとも、忙しいから断られるのか。

ツテがある人は、「あの人がいい、この人がいい」何も知らない保護者は自分で書いてい

る。

その差がすごくある。私は真ん中の子のおかげで助かった。

その子の性格からその子の現状から病状から全部自分で書いている保護者もいらっしゃる。その辺りの改善策を伺いたい。

（事務局）

相談支援専門員・事業所の数は増えてはいるが、障害者・児の（サービス等利用）計画と障害者の計画を作る支援専門員とが分かれており、やはり希望に添えないような状況もあると聞いている。ご自身で作るセルフプランもあるが、やはり専門家に見てもらい、モニタリングも含めて、サービスの支援内容の質の向上に繋がっていくので、（相談支援）事業者の情報については、市のホームページで公開をしている。

その中で探していただくことになるが、区役所の立場からは、具体的な事業所を紹介できない部分もあるが、障害児の（サービス等利用）計画を作っている事業者の一覧を紹介することは可能。支援課に問い合わせしてもらえれば、ホームページの場所を教えるなど情報提供も行っている。

また、基幹相談支援センターでもいろいろな相談支援事業所とつながっているので、相談していただくと、いい情報を提供していただけることもあると思う。

区役所をはじめ、いろんな機関を頼っていただきながら、相談支援専門員を探していただきたい。

■資料4（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

○ 資料4にある同行援護について、全体的に言えることだが、この数値目標を上げて、それぞれ評価するのも大事かもしれないが、数字だけでは見えない部分がたくさんあることをご理解いただきたい。

例えば、同行援護の、「令和6年から増えているから」いいみたいな形の評価をしていたが、実際は、当事者は日曜日行事があることが多く、ヘルパーがいなくて利用ができないことがある。

ヘルパーが固定しているので、「自分の優先、行きたいところよりも、ヘルパーがそこに行きたくないから、できなくなった。」という話も聞く。

また環境が、なかなか1人で外出するのが困難な状況になってきていると感じる。

例えば私も今まで1人で行っていたお店にいけなくなった。今までは、人が対応していたのが、飲食店にしても注文もタブレットで配膳もロボットで会計も無人レジとかで、今まで行くことができたところもいけなくなった。

公共交通機関も減便になったり、タクシーも止まってないなど。

今まで1人で動けたのが動きづらくなっている環境もあるというところでは、同行援

護の必要性も高まって、その辺を加味して、考える必要があるのではないかと思います。また、一番上にある、福祉施設の入所者の地域生活移行について、今、超高齢社会で高齢者が増えているなか、介護保険の施設から地域移行へ増えたということも書かれていたようだが、今後も高齢者が増えていく状況で「視覚障害者が入れる施設はあるのか」と先日、相談があった。

北九州市には、盲養護老人ホームがないが、だから安心して、そういう障害があっても入れる施設があってもよいのではないかと。

一人暮らしの方は不安で入りたい。しかし、施設でやっていけるかという不安もあり、また、高齢になったら老々介護も増えてきて、障害のある方が介護するというのは、けっこう大変な部分もあったりして、ショートステイも入ってもらいたいが、サポートが入って大丈夫かという不安もある。地域移行も大事だと思うが、障害者が入れる施設、自由にというか、環境づくりもないといけないところでは、本人が希望した生活選択ができるようなところも必要ではないかと感じた。

（事務局）

まず、同行援護については、一定評価をサービス量が増えているということで一定の評価を書いているが、ご指摘のとおり、使いたいときに使えない、実際使いにくいという声はいただいている。

その他のヘルパーが提供するサービス全般にいえるが、人材が不足して手配が難しいとのことで、希望した日に使えない、希望する時間帯に使えないという声をいただいている。

障害福祉サービスだけではなく、介護保険を含めて福祉全体の話になるが、介護人材の不足というところで、国も処遇改善加算など福祉分野に人が集まるような施策を打っている。北九州市としても、福祉分野の方に人材が流れてくるような施策を引き続き考えていきたい。

また、高齢化した障害者が入りやすい施設が必要とのご意見については、計画の中で地域移行を掲げているが、ご自身が希望される場所で生活できる環境も非常に重要と考えている。

国が計画の中で、地域移行という目標を掲げている関係上、市としても掲げているが、やはりその方にあった生活場所を確保したうえで考えていく必要があるので、引き続き関係団体の皆様の意見を伺ってまいりたい。

■資料4（6）相談支援体制の充実・強化等

高齢化で、高齢者向けのサービスが増えている実態があると思う。

高齢化で認知症の場合で言うと、グループホームであったり、自分で住むことができ

るマンション風のものがあったりするが、1ついえることは、そこは企業が経営する部分が多い。

それで結構耳にするのが、この施設で認知症が進行してしまうとかすると、施設側が、入所者を出してしまうことがあったりする。

そしてその時に受け皿になっているのが、精神科病院になってしまう。

そしたら、そういったときに、1つどこかに、北九州市で受け皿になって、そういうふうな方々をサポートするような、社会福祉協議会でも、地域包括センターでもいいかもしれない。

そういうふうなワンクッション置いて、どこか次の場所に、認知症などがあったときに行けるような、システムを市で構築する方がいろいろ助かるのではないかな。